

ID: 187

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	施設使用料等の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例 第16条第1項ただし書		
例 規 番 号	平成22年条例第38号		
【根拠条文】 (施設使用料等の返還) 第16条 既納の施設使用料、附属設備等使用料及び駐車場使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 2 前項の規定は、第14条第1項の利用料金について準用する。この場合において、前項中「市長が特別の理由があると認めるときは」とあるのは「市長が定めた基準に該当するとき、その他指定管理者が市長の承認を得たときは」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文及び芦屋市立潮芦屋交流センターの設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定による。 (施設使用料、附属設備等使用料及び駐車場使用料の返還) 第9条 条例第16条第1項ただし書の規定による施設使用料、附属設備等使用料及び駐車場使用料の返還は、次に定めるところによる。 (1) 全額を返還する場合 ア 使用者の責任でない事由によって使用することができないとき。 イ 市が公益上の都合によって使用許可を取り消したとき。 ウ その他市長が特に認めたとき。 (2) 5割を返還する場合 使用者が、使用日の14日前までに使用の取消しを申し出て認められたとき。 2 前項の返還を受けようとする者は、使用取消申請書(様式第6号)に使用許可書兼領収書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第3条第4項及び第4条第5項に定める方法により通知した場合については、この限りでない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日